

社会福祉法人アパティア福祉会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 障害者支援施設の経営
- (ロ) 児童養護施設の経営
- (ハ) 乳児院の経営
- (ニ) 特別養護老人ホームの経営
- (ホ) 児童心理治療施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 子育て短期支援事業の経営
- (ハ) 移動支援事業の経営
- (ニ) 特定相談支援事業の経営
- (ホ) 一般相談支援事業の経営
- (ヘ) 障害児相談支援事業の経営
- (ト) 老人短期入所事業の経営
- (チ) 老人介護支援センターの経営
- (リ) 老人デイサービス事業の経営
- (ヌ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ル) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ヲ) 児童自立生活援助事業の経営
- (ワ) 児童家庭支援センターの経営
- (カ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ヨ) 病児保育事業の経営
- (タ) 幼保連携型認定こども園の経営
- (レ) 地域子育て支援拠点事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人アパティア福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに

事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を三重県桑名市長島町西外面字神明下 1070 番地に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を三重県四日市市大字泊村字内谷 954 番地及び愛知県豊川市平尾町諏訪下 10 番に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名以上 10 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事又は事務局員 2 名、外部委員 1 名の合計 3 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が 1,000,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第 10 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 11 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 12 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 13 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 14 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 後任として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第22条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

第23条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について、社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 26 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 29 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の 4 種とする。

- 2 基本財産は、別表に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第 38 条に掲げる公益を目的とする事業及び第 39 条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、三重県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、三重県知事の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備の

ための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を三重県知事に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく三重県知事に届け出るものとする。

(資産の管理)

第 32 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 33 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 34 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)
- (5) 貸借対照表及び収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第 2 条の 39 に定める要件に該当しない場合には、第 1 号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間、また、従たる事務所に 3 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第 35 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 公益を目的とする事業

(種別)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (イ) 居宅介護支援事業
- (ロ) 障害者(児)生活支援事業
- (ハ) 日中一時支援事業
- (ニ) 診療所
- (ホ) サービス付き高齢者向け住宅の事業
- (ヘ) リハビリテーション病院の事業
- (ト) 介護職員初任者研修事業
- (チ) 事業所内保育事業(認可外)
- (リ) 訪問看護事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

第 8 章 収益を目的とする事業

(種別)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第 26 条の規定により、次の事業を行う。

- (イ) 不動産貸付業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第 40 条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和 33 年政令第 185 号)第 13 条及び平成 14 年厚生労働省告示第 283 号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

第9章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第43条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、三重県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を三重県知事に届け出なければならない。

第11章 公告の方法その他

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、社会福祉法人アパティア福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第45条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長	桑名 聡
理 事	桑名 美幸
理 事	山口 安彦
理 事	清水 政和
理 事	水谷 俊夫
理 事	牧山 諄弘
理 事	木下 美世
監 事	小林 正男
監 事	中野 一

附 則

この定款は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 1 月 10 日一部改正)

この定款は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、愛知県知事の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 12 年 10 月 20 日一部改正)

この定款は、平成 12 年 10 月 20 日から施行する。

附 則(平成 13 年 3 月 8 日一部改正)

この定款は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、愛知県知事の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 13 年 5 月 23 日一部改正)

この定款は、平成 13 年 5 月 23 日から施行し、愛知県知事の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 14 年 10 月 23 日一部改正)

この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、愛知県知事の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 14 年 11 月 24 日一部改正)

この定款は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 15 年 7 月 27 日一部改正)

この定款は、平成 15 年 7 月 27 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 15 年 9 月 3 日一部改正)

この定款は、平成 15 年 9 月 3 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 16 年 5 月 26 日一部改正)

この定款は、平成 16 年 10 月 1 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 16 年 11 月 24 日一部改正)

この定款は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 17 年 3 月 24 日一部改正)

この定款は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 18 年 1 月 30 日一部改正)

この定款は、平成 18 年 4 月 7 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 18 年 8 月 7 日一部改正)

この定款は、平成 18 年 10 月 1 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 18 年 10 月 25 日一部改正)

この定款は、平成 18 年 11 月 1 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 19 年 1 月 25 日一部改正)

この定款は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 19 年 5 月 27 日一部改正)

この定款は、平成 19 年 7 月 6 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 20 年 11 月 1 日一部改正)

この定款は、平成 21 年 3 月 5 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 21 年 11 月 23 日一部改正)

この定款は、平成 22 年 3 月 10 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 22 年 5 月 27 日一部改正)

この定款は、平成 22 年 6 月 11 日から施行する。

附 則(平成 22 年 5 月 27 日一部改正)

この定款は、平成 22 年 10 月 18 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 23 年 3 月 24 日一部改正)

この定款は、平成 23 年 8 月 5 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 23 年 9 月 4 日一部改正)

この定款は、平成 23 年 12 月 6 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 24 年 5 月 23 日一部改正)

この定款は、東海北陸厚生局長への届出受理の日(平成 24 年 10 月 10 日)から施行する。

附 則(平成 24 年 11 月 15 日一部改正)

この定款は、平成 25 年 3 月 27 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 25 年 12 月 4 日一部改正)

この定款は、平成 26 年 7 月 11 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日一部改正)

この定款は、平成 27 年 3 月 16 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 27 年 3 月 27 日一部改正)

この定款は、平成 27 年 5 月 25 日から施行し、東海北陸厚生局長の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 28 年 5 月 30 日一部改正)

この定款は、平成 28 年 8 月 15 日から施行し、三重県知事の認可により効力を生ずる。

附 則(平成 29 年 1 月 27 日一部改正)

この定款は、三重県知事の認可を受け、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年 6 月 26 日一部改正)

この定款は、平成 29 年 10 月 16 日から施行し、三重県知事の認可により効力を生ずる。

附 則 (平成 29 年 6 月 26 日一部改正)

この定款は、合併による変更登記日 (平成 30 年 4 月 2 日) から施行する。

附 則 (平成 30 年 6 月 26 日一部改正)

この定款は、平成 30 年 8 月 3 日から施行し、三重県知事の認可により効力を生ずる。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日 (令和元年 8 月 5 日) から施行する。

附 則

この定款は、三重県知事の認可の日 (令和 2 年 8 月 11 日) から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 1 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 6 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この定款は、令和 7 年 1 月 15 日から施行する。

別表（定款第30条2項関係）

(1)現金 1,000,000円

(2)土地・建物

区分	不動産の種類	番号	不動産の所在・地番	構造	地積又は（延）床面積 ㎡	不動産の用途
基本財産	土地	①	愛知県豊川市平尾町前田74番3	-	159.46 ㎡	グループホーム スクラムの敷地
		②	愛知県豊川市平尾町前田74番4	-	50.77 ㎡	
		③	愛知県豊川市平尾町前田72番1	-	99 ㎡	
		④	愛知県豊川市平尾町前田73番1	-	99 ㎡	
		⑤	愛知県豊川市平尾町前田73番3	-	29 ㎡	
		⑥	三重県四日市市笹川二丁目118番1	-	286.39 ㎡	地域小規模児童養護施設 エスペランス笹川の敷地
		⑦	三重県四日市市大字泊村字内谷1050番69	-	199.43 ㎡	児童家庭支援センター まおの敷地
		⑧	三重県四日市市大字泊村字内谷1050番76	-	1085.79 ㎡	
		⑨	三重県四日市市大字泊村字内谷1050番101	-	212.31 ㎡	
		⑩	三重県四日市市笹川五丁目63番5	-	313.02 ㎡	地域小規模児童養護施設 すまいるの敷地
		⑪	三重県桑名市長島町西外面字神明下1068番1	-	973.90 ㎡	児童養護施設 エスペランス桑名の敷地
		⑫	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳563番3	-	231 ㎡	児童心理療育施設 悠、はなまる保育所の敷地
		⑬	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳568番3	-	2342.54 ㎡	
		⑭	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳568番4	-	325.66 ㎡	
		⑮	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳571番	-	2214 ㎡	
		⑯	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳571番1	-	41 ㎡	
		⑰	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳572番	-	813 ㎡のうち697.98 ㎡	
		⑱	三重県桑名市長島町西外面字神明下1069番	-	1517 ㎡	特別養護老人ホーム アパティア長島苑の敷地
		⑲	三重県桑名市長島町西外面字神明下1070番	-	1517 ㎡	
		⑳	三重県桑名市長島町西外面字神明下1071番	-	1001 ㎡	
		㉑	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳568番2	-	2695.56 ㎡	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護あい・認知症対応型共同生活介護 ひなたの敷地
		㉒	三重県四日市市千代田町字東浦324番1	-	1074 ㎡	ハビネスやさとデイサービス センターの敷地
		㉓	三重県四日市市千代田町字東浦325番1	-	1054.69 ㎡	
		㉔	三重県四日市市千代田町字東浦322番1	-	918.82 ㎡	地域密着型介護老人福祉施設入所者 生活介護ハビネスちよだの敷地
		㉕	三重県四日市市千代田町字東浦323番1	-	1127.42 ㎡	
		㉖	三重県桑名市長島町東殿名字大川端1021番2	-	1000.68 ㎡	認定こども園令のかげの敷地
		㉗	三重県桑名市長島町東殿名字大川端1022番1	-	1000.64 ㎡	
		㉘	三重県桑名市長島町東殿名字大川端1023番1	-	1000.67 ㎡	
		㉙	三重県桑名市長島町東殿名字大川端1024番1	-	1006.80 ㎡	
		㉚	三重県桑名市長島町東殿名字大川端1025番1	-	1006.82 ㎡	
		㉛	三重県桑名市長島町東殿名字大川端1026番1	-	871.02 ㎡	
		㉜	三重県桑名市長島町東殿名字大川端1026番2	-	109.39 ㎡	
		㉝	愛知県豊川市千両町上西ノ谷75番1	-	1074.43 ㎡	特別養護老人ホーム せんりょう万両の敷地
		㉞	愛知県豊川市千両町上西ノ谷80番1	-	943.02 ㎡	
		㉟	愛知県豊川市千両町上西ノ谷81番1	-	980.52 ㎡	
		㊱	愛知県豊川市千両町上西ノ谷75番2	-	0.38 ㎡	
		㊲	愛知県豊川市千両町上西ノ谷80番2	-	60.43 ㎡	
		㊳	愛知県豊川市千両町上西ノ谷81番2	-	196.98 ㎡	

区分	不動産の種類	番号	不動産の所在・地番	構造	地積又は（延）床面積 m ²	不動産の用途
区分	不動産の種類	番号	不動産の所在・地番	構造	地積又は（延）床面積 m ²	不動産の用途
基本財産	建物	①	愛知県豊川市平尾町諏訪下12番地3、29番地2、88番地3、10番地、11番地3、104番地	鉄骨・鉄筋コンクリート造 瓦葺・陸屋根3階建	1棟(2269.88㎡) 1階 1448.76㎡ 2階 581.80㎡ 3階 239.32㎡	障害者支援施設シンシア豊川
		②		鉄筋コンクリート造 陸屋根5階建	1棟(1730.17㎡) 1階 525.98㎡ 2階 392.58㎡ 3階 278.82㎡ 4階 268.65㎡ 5階 264.14㎡	
		③		木造瓦葺平家建	1棟(44.51㎡)	障害者支援施設シンシア豊川 室内水泳場
		④	愛知県豊川市平尾町前田74番地3、74番地4	木造陸屋根・合金メッキ銅板ぶき2階建	1棟(232.02㎡) 1階 116.01㎡ 2階 116.01㎡	グループホームスクラム
		⑤	三重県四日市市大字泊村字内谷954番地	鉄筋コンクリート造 かわらぶき3階建	1棟(2620.15㎡) 1階 1302.38㎡ 2階 872.67㎡ 3階 445.10㎡	児童養護施設・乳児院 エスペランス四日市
		⑥	三重県四日市市笹川二丁目118番地1	木造かわらぶき 2階建	1棟(121.72㎡) 1階 63.76㎡ 2階 57.96㎡	地域小規模児童養護施設 エスペランス笹川
		⑦	三重県四日市市笹川五丁目63番地5	鉄骨造スレートぶき 2階建	1棟(169.75㎡) 1階 70.38㎡ 2階 99.37㎡	地域小規模児童養護施設 すまいる
		⑧	三重県桑名市長島町西外面字神明下1068番地1	鉄筋コンクリート造 かわらぶき陸屋根3階建	1棟(1380.99㎡) 1階 544.68㎡ 2階 489.34㎡ 3階 346.97㎡	児童養護施設エスペランス桑名
		⑨	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳568番地3	鉄骨造合金メッキ銅板ぶき2階建	1棟(1781.53㎡) 1階 888.96㎡ 2階 892.57㎡	児童心理療育施設 悠
		⑩	三重県桑名市長島町西外面字神明下1069番地、1070番地、1071番地	鉄筋コンクリート造セメント瓦葺2階建	1棟(2724.16㎡) 1階 1415.26㎡ 2階 1308.90㎡	特別養護老人ホーム アパティア長島苑
				鉄筋コンクリート造陸屋根平家建	1棟(12.76㎡)	
		⑪	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳568番地2	鉄骨造合金メッキ銅板ぶき平家建	1棟(1551.39㎡)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護あおい・認知症対応型共同生活介護ひなた
		⑫	三重県四日市市千代田町字東浦325番地1	鉄骨造陸屋根・かわら・合金メッキ銅板ぶき2階建	1棟(857.33㎡) 1階 702.03㎡ 2階 155.30㎡	ハピネスやささデイサービスセンター
		⑬	三重県四日市市千代田町字東浦323番地1、322番地1	鉄骨造かわらぶき平家建	1棟(1127.23㎡)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護ハピネスちよだ
		⑭	三重県桑名市長島町横満蔵字長徳572番地、571番地、571番地1	木造合金メッキ銅板ぶき 2階建	1棟(251.59㎡) 1階 161.06㎡のうち83.49㎡ 2階 168.10㎡	はなまる保育所
		⑮	三重県四日市市大字泊村字内谷1050番地76	鉄骨造合金メッキ銅板ぶき2階建	1棟(191.07㎡) 1階 109.30㎡ 2階 81.77㎡	児童家庭支援センターまお、乳児院さら
		⑯	愛知県豊川市平尾町前田72番地1、73番地1	鉄骨造合金メッキ銅板ぶき 2階建	1棟(205.77㎡) 1階 85.70㎡ 2階 120.07㎡	グループホームスクラム
		⑰	三重県桑名市長島町西外面字神明下1070番地、1071番地	木造合金メッキ銅板ぶき 2階建	1棟(168.92㎡) 1階 91.50㎡ 2階 77.42㎡	児童養護施設エスペランス桑名分園 ステージア
		⑱	愛知県豊川市千両町上西ノ谷81番地1、75番地1、80番地1	鉄骨造陸屋根 4階建	1棟(3939.05㎡) 1階 1266.95㎡ 2階 1274.40㎡ 3階 1274.40㎡ 4階 123.30㎡	特別養護老人ホームせんりょう万両
				ステンレス板造ステンレス銅板ぶき平家建	1棟(3.93㎡)	
		⑲	三重県四日市市大字泊村字内谷1050番地76	鉄骨造合金メッキ銅板ぶき 2階建	1棟(321.07㎡) 1階 160.40㎡ 2階 160.67㎡	児童養護施設エスペランス四日市分園 Satsuki
		⑳	三重県桑名市長島町東殿名字大川端1023番地1、1024番地1、1025番地1、1026番地2	鉄骨造陸屋根平家建	1棟(862.19㎡)	認定こども園令のかぜ